

《国際家族法研究会報告(第40回)》

アメリカ法における代理出産

徐 瑞静

一 はじめに

医学技術の進歩に伴い、代理出産は伝統式の代理出産から移植式の出産に邁進しているといわれている。これらの全く異なる二つの代理出産により、当然のこととして、それぞれ異なる法律結果が生じることが予測されるが、事実、アメリカ裁判所も上記の代理出産に対して異なる判決内容を判示されている。そこで、本報告においては、紀欣『美國家事法(第二版)』(五南圖書出版、二〇〇九年)を参考として、アメリカにおける代理出産に関する法的問題について論及することとしたい。

アメリカにおいては、二〇〇〇年の『統一父母法』が人工生殖条項(第七条)を取り入れ、また、二〇〇二年に再び内容修正を行い、移植代理出産(第八条)を取り込むことにより、最新の『統一父母法』となっている。また、『全国統一州法委員会』が二〇〇〇年に『統一人工妊娠子供身分法』(Uniform Status of Children of Assisted Conception Act)を定めていたが、人工生殖によって生まれた子の父母の身分を確定できないという理由で、結果として、全く異なる二つ選択

肢を定めるほかに、第一に、「代理出産契約」(surrogacy agreement)を承認する州において、「代理出産者」(surrogate または surrogate carrier)を雇う女性を法定父母であるべきと定め、第二に、代理出産を承認しない州において、実際に子を分娩した者が法定父母であると定めている。委員会がこのような二つの選択肢を設けることにより、代理出産問題は各州の立法学者及び裁判所に丸投げして、各州は自己決定を迫られている(紀・前掲書一七七頁)。

二 伝統式の代理出産

「伝統式の代理出産」(traditional surrogacy)とは、代理出産者が父母となりたい者(intended parents 以下は「父母の希望者」)のために妊娠し、出産することである。その一般的な方法は、人工授精の方法により、代理出産者の卵子と委任側の男子の精子と結合し、代理出産者が分娩後に子の扶養権を放棄し、委任側の「父母希望者」が子の法定父母となる(紀・前掲書一七七頁)。

殆どの州の父母身分認定法により、「父母の希望者」は子との間に血縁関係または家族関係も有しないため、子の出産までに、養子縁組の方式に基づいて法律関係を築くと見られる。しかし、代理出産者が「父の希望者」(intended father)の精子を利用する場合には、「父の希望者」が代理出産者の配偶者として、法律上、同等の推定権を有すると考えられる。「父の希望者」に親権が推定される理由は子と血縁関係

を有するということであるが、しかし、代理出産者に配偶者がいる場合、その配偶者の親権が推定される理由は、代理出産者と婚姻関係を有することである。このような状況の下において、「父の希望者」は、通常、子と血縁関係を有するという理由によって親子関係を築き、子の出生証明書に父親の身分が記されることができる。一旦、父子関係が確認された後、「母の希望者」(intended mother)は簡易的な養母の養子縁組手続を利用することにより、子との法律関係を築くことができる。それに対して、精子が第三者によって提供された場合には、「父母の希望者」は煩雑な養子縁組手続を利用することによって子との間に法律関係を築かなければならない(紀・前掲書一七七頁以下)。

三 移植式の代理出産

「移植式の代理出産」(gestational surrogacy)とは、夫婦の精子と卵子が体外において受精させられた後、受精卵を代理出産者の子宮に移植し、代理出産者が子を分娩した後、全ての権利を委託側の「父母の希望者」に譲渡するというものである。この過程は伝統式の代理出産と類似するが、しかし、代理出産者が子の分娩後に子の引渡しを拒否するケースがしばしば見られ、伝統式の代理出産問題と異なる問題も発生する。『統一父母法』に基づいて、母親は子を分娩した者または子と血縁関係を有する者であるが、しかし、移植式の代理出産の場合には、子を分娩した者または子と血縁関係を有す

る者でないため、誰を法律上の母親とすべきかは、非常に判断し難い問題である(紀・前掲書一七八頁)。

伝統式の代理出産問題について、代理出産者は子と血縁関係を有するため、代理出産者が親権を放棄しない限り、アメリカでは殆どの州が代理出産者の選択肢を尊重しているように見られている。従って、移植技術の進歩につれて、アメリカの「父母の希望者」は法律上の障害を取り除くため、徐々に移植式の代理出産を選ぶようになっていく。「母の希望者」は一般的に自己の卵子を利用するが、自己の卵子を利用できない場合、寄付された卵子の利用を選ぶしかない。また、精子について、移植式の代理出産は「父の希望者」の精子を利用するか、または、寄付された精子を利用することも可能であり、これらの代理出産方式の変化により、代理出産問題に関する当事者の身分関係を始めとして、代理出産問題の結果に重大な影響をもたらすように見られる(紀・前掲書一七八頁)。

① 提供者の卵子を採用する方法

卵子が他人によって提供された場合、代理出産者は血縁を有する母親ではないが、しかし、実際に子を分娩した人であるために、直ちに子の母親と推定される。しかも、「父母の希望者」が子との間に血縁関係を有せず、また、家族関係も有しないため、子が分娩された後に、養子縁組によって親子関係を築かなければならない。代理出産者に配偶者があ

合、当該配偶者が父親と推定されるようになる。しかし、精子が「父の希望者」によって提供された場合、二人とも父親と推定される。このような状況の下において、「父の希望者」は親権手続を通じて父子関係を築き、「母の希望者」は養子縁組の手続によって母子関係を築くこととなる。さらに、精子が他人によって寄付された場合には、「父母の希望者」は養子縁組の手続を利用して親権関係を築かなければならない(紀・前掲書一七九頁)。

② 「母の希望者」の卵子を採用する方法

「父母の希望者」が自らの精子と卵子を使い、体外で受精された後に、受精卵を代理出産者の子宮に移植しても、代理出産者及びその配偶者が父母認定法に基いて子の父母と推定される。しかし、「父母の希望者」が子と血縁関係を有し、父母と推定される可能性が存するため、「父母の希望者」は簡易的な父親(母親)認定手続を経て裁判所の命令を取得し、「父母の希望者」の法定親権を築くことにより、代理出産者及びその配偶者への親権推定を取消すことが可能となる(紀・前掲書一七九頁)。

四 各州における代理出産問題に対する法的規律

代理出産問題については、ある者は不妊夫婦の福音として、代理出産者と委任する「父母の希望者」との自己決定によつて判断すべきと考えているが、ある者は代理出産が合法化されたならば、貧困女性は生育の道具となり、しかも、親

子関係の認定の危機を生ずる恐れがあると見ている。女権主義者は、代理出産の否定を謳って、「ベビーM事件」(In the Matter of Baby M) (525 A. 2d 1128 (N.J.Ch. Div.1987), 537 A. 2d 1227 (N.J.1988)) における代理出産問題を反対した団体と「裁判所の友」(amici curiae) という身分を自称し、ニュージャージー州最高裁判所に訴訟を提起している(紀・前掲書一七九頁)。

アメリカの殆どの州は代理出産に関する州法を設けておらず、また、それに関する判例慣習も蓄積されていない。近年、弁護士が、代理出産事件に対し、親権法及び養子縁組法の適用を通じて、代理出産問題に関わる当事者の願望を達成し、また、登記を通じて「父母の希望者」を唯一の法定父母としている(紀・前掲書一七九頁以下)。

アメリカにおいて、二二の州が立法を通じて、直接的に、または、間接的に代理出産に関連する問題を規律している。例えば、出生証明書の発行、または、代理出産に関する報酬の受取などの問題を定めている。さらに、五つの州の控訴審裁判所が代理出産契約の適法性及び執行力などの事件を審理している。これら二七の州の中、二二の州は一定の形式を整えれば代理出産契約の執行力を認めるが、五つの州は代理出産を一切禁ずることを定めている。その他の二三の州およびワシントン州においては、代理出産問題に関する立法または判例は見られずこれらの州においては、代理出産問題を認め

ないか、または、禁じていると見られる(紀・前掲書一八〇頁)。

(1) カリフォルニア州

一九七五年以後、カリフォルニア州においては、『統一父母法』を親権条項として取り入れるようになっては、裁判所は母親の身分を判断する際、父親の身分の判断基準と同様に規範、推定及び手続を取り入れるべきとされている。カリフォルニア『家事法』(California Family Code)第七六三三条に基づいて「本節に定めている措置に則って、子の出生前に取り入れることができる」、すなわち、子の出生前における親権の認定を認めることを定めている。カリフォルニアの裁判所も代理出産問題の審理において当該条項を頻繁に適用している(紀・前掲書一八〇頁)。カリフォルニア最高裁判所は、*Johnson v. Calver* (5 Cal. 4th 84, 19 Cal. Rptr. 2d 494 (1993)) 事件の審理において、代理出産者の受精卵が「父母の希望者」の精子と卵子によって提供されるならば、代理出産者及び「父母の希望者」の両方が同等の推定権を受けられるべきと判示し、「母の希望者」が法定母親として認定されると判示された(紀・前掲書一八〇頁以下)。In re Marriage of Moschetta (30 Cal. Rptr.2d 883 (Cl.App.1994)) 事件において、カリフォルニア控訴審裁判所は、「母の希望者」と子の間に血縁関係がないと判示し、代理出産者と同等の推定権を有すると考えられず、最終的に、「母の希望者」は養子縁組の方式

によって子との関係を築かなければならず、また、代理出産契約は養子縁組契約と見做されないと判示した(紀・前掲書一八一頁)。

以上の判例を見る限り、カリフォルニアの法律は子の出生前に親権の認定を認めるが、しかし、このようなことは「父母の希望者」が子と血縁関係を有することを前提として、親権法に則って推定権を取得することができると思われる。

(2) デラウエア州

デラウエア、ジョージア、ハワイ、アイダホ、ミネソタ、モンタナ、ミズーリー、ニューメキシコ、サウスカロライナ、テネシー、バーモント、ワイオミング等の一二の州においては代理契約の効力に関する立法及び判例は見られず、各州の家事法が、明文をもって、裁判所は子の出生前に親権認定に関して裁定することを禁ずると定めている。デラウエアの家事法は、次のように、「いかなる者も、本条に則って子の出生前に申請しても、全ての手続は子の出生後まで見送られるべき」という内容を定めている(紀・前掲書一八一頁以下)。

(3) マサチューセッツ州

マサチューセッツの旧立法内容は、デラウエア法の規定と一致して、子の出生前に親権認定に関する命令の裁定を禁ずると定めていた。しかし、「父母の希望者」及び弁護士が「出生前親権命令」(prebirth parentage order) 裁定を求めた

結果、マサチューセッツ州最高裁判所は、*Culliton v. Beth Israel Deaconess Medical Center* (756 N. E. 2d 1133 (Mass. 2001)) 事件において、「出生前親権命令」を裁定した。そこにおいて、裁判所は事件における双子が確実に既婚夫婦と血縁関係を有するためには、既婚の「父母の希望者」

が子の法定父母であるべきと判示した。裁判官は、当該事件において、「父母の希望者」が子と血縁関係を有しない場合には適用しないと説示しており、マサチューセッツ州においては、「父母の希望者」が子と血縁関係を有しない場合、養子縁組手続を利用して親権関係を築かなければならないと見られる(紀・前掲書一八二頁)。

(4) ニュージャージー州

ニュージャージー州の親権法も、同様に、子の出生前親権の認定を禁ずると定めている。「ベビーM事件」にあたっては、ニュージャージー州最高裁判所は、親権法に基づいて子の母親を裁定し、代理出産者は子と血縁を有し、かつ、実際に分娩した母親であれば、その代理出産者が当然に子の法定母親となるべきであり、また、代理出産契約は公序良俗に反すると判断し、その執行力を認めないと判示している(紀・前掲書一八二頁)。そして、その判決理由は移植式の代理出産にまで援用されている。A. H. W. v. G. H. B. (772 A. 2d 948 (N.J. Super. Ct. Ch. Div. 2000)) 事件において、ニュージャージー州最高裁判所は、同州の養子縁組法に鑑みて、仮に当事

者全員が「出生前親権命令」の合意に達していたとしても、裁判所は当該命令を裁定することができないと判示した(紀・前掲書一八二頁)。

(5) ニューハンプシャー州、バージニア州、テキサス州及びユタ州

この四つの州の法律は、当事者が、代理出産者の妊娠前に、必ず代理出産契約を司法部門に提出し、その審査を受けるべきことを定めている。そして、代理出産契約が司法部門の審査を通過した後には、「父母の希望者」が直ちに子の出生後に父母の身分を記することができることとなる(紀・前掲書一八三頁)。

ニューハンプシャー州は一九九〇年から法律によって代理契約を規律している。如何なる契約も事前に司法審査を経なければ合法的な契約と見做されない。しかも、代理出産者は子の出生後の七十二時間以内に子の渡しを断ることができ、書類に拒否署名をして「父母の希望者」に渡せば、子は「父母の希望者」に渡せなくなる。当該法律は出生証明書を子の出生後の七十二時間内に交付すべきと定めているため、裁判所が「出生前親権命令」を交付することは不可能と見られる(紀・前掲書一八三頁)。

バージニア州は、唯一、『統一人工生殖子女法』A案を採用する州であるため、異性夫婦と代理出産者が締結した代理出産契約を認めており、また、代理出産契約が事前の司法審

査を経るべきと定めている。州法は「父母の希望者」のいずれが子と血縁関係を有すれば、裁判所が子の出生後に直接に「父母の希望者」を父母たる身分を記すると定めている。しかし、「出生前親権命令」の交付はやはり不可能である（紀・前掲書一八三頁）。

テキサス州及びユタ州は、全米で、二〇〇〇年に修正した「統一父母法」(第七条代理出産)を採用した唯一の州である。同様に、代理出産契約は司法審査を経るべきと規定し、それを経ないと代理出産契約の執行力を認めないものと定めている。契約が事前の審査を経なければ、裁判所は子の出生後に命令書を発行し、「父母の希望者」の父母たる身分を記するものと定めている。「出生前親権命令」の交付は、当然、認められていない（紀・前掲書一八三頁）。

その後、ユタ州は、二〇〇二年に修正した「統一父母法」(第八条移植式の代理出産)を採用するようになったが、幾つかの箇所を修正している。すなわち、①「父母の希望者」が既婚夫婦であること、②「父母の希望者」が子を出産することが不可能であること、③移植式の代理出産が初回目の妊娠ではないこと、④移植式の代理出産者の卵子が人工生殖に利用されないことである（紀・前掲書一八三頁）。

(6) イリノイ州

イリノイ州においては、『移植式代理出産法』(Gestational Surrogacy Act)が可決され、二〇〇五年一月一から発効して

いる。当該法律は、代理出産契約が司法審査及びその同意を得ず、「父母の希望者」と代理出産者が資格及び条件を満たせば、「父母の同意者」は子の出生後に法定父母の身分を取得することができるものと定めている。当該法律によって、イリノイ州の「父母の希望者」が移植式代理出産において「出生前親権命令」の取得を容易に定めたが、その代わり、代理出産者が移植式による妊娠出産した場合に、子の引渡し拒否などのような意思変更を認めなくなる。さらに「父母の希望者」は後悔または公然違約していても、子の面倒を見る責任を担わなければならない。裁判所が「父母の希望者」の願望の有無を判断する際に、当事者意思決定の方法を取り込んでいる（紀・前掲書一八四頁）。

当該法律は子の出生前に親権関係を築くため、次の七つの条件を満たすことを求めている。①移植式の代理出産者が子の生母でなく、また、自己が「父母の希望者」のために代理出産することを声明しなければならない。②代理出産者に夫がいる場合、夫は自ら子の父親ではないことを声明しなければならない。③「母の希望者」は、自らの、または、卵子の提供者によって寄付された卵子であることを声明しなければならない。④「父の希望者」は、自らの、または、精子の提供者によって寄付された精子であることを声明しなければならない。⑤イリノイ州医師免許を有する医者は、代理出産によって出産した子が「母の希望者」若しくは「父の希望者」

または両者の子供であること、及び、代理出産者とその夫との間に出生した子ではないことを声明しなければならぬ。

⑥「父母の希望者」及び代理出産者の弁護士は、当事者によって締結された代理出産契約が全ての法律条件を満たすことを声明しなければならない。⑦以上の声明は子の出生前に終えて、また、イリノイ州に指定された用紙に記入し、二名の証人の証明を経たうえ、子の出生前に代理出産者の医療カルテに収め、かつ、これらの声明文書のコピーを子の出生前にイリノイ州の公共健康局に提出しなければならないと定められている(紀・前掲書一八四頁以下)。

移植式の代理出産に関わる代理出産者は、子を出産した経験があることについて、代理弁護士と相談した上、代理出産契約を作成しなければならない。一旦、代理出産契約が締結された後、代理出産者が代理出産を断つた場合にも、強制的に代理出産契約を履行させることを認めない。ただし、裁判所は「父母の希望者」に対する金銭賠償を命じるしかできないようである(紀・前掲書一八四頁)。

(7) フロリダ州

フロリダ州では、代理出産者が既婚であるが、妻が妊娠できない「父母の希望者」に、無報酬で人道的な移植式代理出産を認める法令を設けている。当該法律は子の出生後だけの親権認定、また、子の出生記録の修正を認める。「父母の希望者」が子の出生後の三日以内に出生記録の修正を申し込む

には、裁判所の二通の裁判所命令を取得しなければならない。一通は親権を証明する命令であり、いま一つは衛生局に子の出生記録を修正することの指示命令である(紀・前掲書一八五頁)。

フロリダ州の家事法は子の出生前に父母の身分を決定することができると定めているが、しかし、州の代理出産法は明文をもって子の出生前親権の認定を禁止するという理由で、「父母の希望者」が子と血縁関係を有したとしても、裁判所が出生前命令を発給することができないと見られる(紀・前掲書一八五頁)。

(8) アリゾナ州、ワシントン州、インディアナ州、ミシガン州、ニューヨーク州

これらの州では、明文によって移植式代理出産を含むような一切の代理出産を禁止している。例えば、アリゾナ州法は、代理出産者によって出産した子は、代理出産者とその夫の子であると定めている。ワシントン州では、代理出産契約を禁止すると同時に、如何なる者も、「代理出産契約の締結、関与、促進、手配または協力した場合」、費用の受取の有無にかかわらず、一万ドル以下の罰金、または、一年以下の有期懲役を課すると定めている。インディアナ州では、代理出産問題が公序良俗に背くという理由で、代理出産契約の効力を認めないと定めている。ミシガン州では、代理出産問題が公序良俗に背くと定めた上、報酬を取得した代理出産の

当事者及び事件にかかわる第三者に対し、罰金または有期懲役に処すると定めている。ニューヨーク州では、代理出産が公序良俗に背う理由で無効であると定め、当事者が報酬を取得した場合には、五百ドルの罰金を課し、報酬代理出産にかかわった第三者に対し、一万ドルの罰金を課し、さらに、第三者が再犯した場合には、処罰を加重すると定めている（紀・前掲書一八五頁以下）。

以上の幾つかの州においては、代理問題に関して厳しく規制しているように見られたが、しかし、これらの州の家事法は、裁判所が親権認定に関する事件を審理する際に、当事者が同意すれば、子の出生前に父母の身分関係を認定することができると定めている。そのため、州の裁判所が代理出産問題に関する「出生前親権命令」事件を審理する際に、完全否定的な態度ではなく、むしろ、各裁判所によって異なる判決を下すこともあると見られる。ニューヨーク州裁判所が審理した *Andres A. v. Judith N.* (591 N. Y. S. 2d 946 (N. Y. Fam. Ct. 1992)) 事件はこのような一例である（紀・前掲書一八六頁）。*Andres A. v. Judith N.* 事件は移植式の代理出産問題にかかわらず、「父母の希望者」が子と血縁関係を有し、また、代理出産者も代理出産問題に異議を有しないなどの理由をもって、ニューヨークの初審裁判所の管轄内にある家事法廷へ子の出生前の親権認定する訴訟を提起したが、家事法廷は、それらの訴求を棄却した。その後、「父母の希望者」が

ニューヨーク初審裁判所に控訴した。当裁判所は管轄下の家事法廷に対して、子と血縁関係を有する「父母の希望者」が子の法定たる母親であると言ひ渡すよう命令を下したが、家事法廷は「ニューヨーク家事法廷法」(New York Family Court Act) に母親身分の認定に関する条項を設けられていない理由で、裁判所は授權された審査範囲を超えることができないため、母親を認定せず、判決文には「母の希望者」に養子縁組の方法を通じて問題を解決することを勧めている（紀・前掲書一八六頁）。

二年後、ニューヨーク初審裁判所は、再び、一つの類似事件を審理した。すなわち、*Aredondo v. Nodelman* (622 N. Y. 2d 181 (Sup. Ct. 1994)) 事件において、子と血縁関係を有する「母の希望者」が裁判所に双子の法定母親であることを認めることを求めたが、当該裁判所は、ニューヨーク法令の制限内容を解釈することなく、直接に次の判決を下した。すなわち、「市は子の出生証明書にある母親の名前を原告に変更することを認める。また、全ての声明書を見る限り、事件にかかわる当事者が代理出産問題に同意すると見られ、しかも、卵子及び精子も原告と夫によって提供されたものであるため、血液検査では代理出産者及びその夫が子と血縁関係を有しないと判定され、従って、原告が子の母親であると判断される。市政府は、当該事実を照らし合わせて、新たな出生証明書を発給しなければならない。」と言ひ渡された（紀・

前掲書一八六頁)。Arredondo事件は、同じ地域にある裁判所が異なる判決を下すことが可能であることを示した。ニューヨーク州初審裁判所の家事法廷は、成文法令に基づいて、母親の認定命令を発給する権限を有しないと考えたが、しかし、初審裁判所は再び同様な事件を分析した際に、成文法の規定を無視し、当事者及び市政府が争わない命令を発給する事実を焦点を当てて、当事者の訴求と事実に合わせて、最も有効的な措置を取り込んだものと見られている(紀・前掲書一八七頁)。

最後、上記の州裁判所は、公表された判例において「出生前親権命令」の発給問題に言及していないが、子の出生前に父親(母親)自身を認定する訴求を反対しない態度が見られる。従って、各州の立法は「出生前親権命令」を厳格に規制しているようであるが、しかし、争いのない事件に対しては、裁判所に「出生前親権命令」を発給することが求められている(紀・前掲書一八七頁)。

五 出生前親権命令

以上のように、各州の法律手続が異なり、また、弁護士の対応方法も様々であり、とりわけ、立法または判例法を設けていない州においては、常に弁護士が新たな解決方法を試みることに、「父母の希望者」を子の両親とするように努めている。ここで、一つの有効な方法は裁判所へ子の出生前に「出生前親権命令」を発給するよう求める方法であり、

「父母の希望者」を子の出生前に、子の両親を認めさせる方策である(紀・前掲書一八七頁)。

「父母の希望者」は「出生前親権命令」を取得した場合に、以下のメリットがある。①「父母の希望者」が子に対する唯一の権利を有し、子の出生後に面倒を見ることも、必要な医療決定を決めることもできる。②「父母の希望者」は病院及び政府機構によって発行された出生記録に父母であることを記録され、出生書を修正または隠蔽することが防がれる。③病院は、子の出生後に、代理出産者ではなく、直接に子を「父母の希望者」に引き渡すことができる。それにより、代理出産者が子を病院から連れ出した後に、「父母の希望者」の家に戻すような事態を免れることができる。④「父母の希望者」は、出生した子を直ちに彼らの保険に加入させることができる。⑤単純に感情的または心理的な面から見ると、子の出生前に父母の身分が決定された場合、「父母の希望者」を直接に出産経験に参加させることができる(紀・前掲書一八七頁以下)。

「出生前親権命令」は以上のメリットを有するが、全ての州及び代理出産には適用されない。当事者が「出生前親権命令」を取得すべきか、または、取得が可能であるかは、所在地の州法及び対応策によって結果が異なっている。目下、州法は、以下の条件に符合する場合に、「父母の希望者」は「出生前親権命令」を取得することができると見られる。す

なわち、①代理出産者の子宮に移植された受精卵が「父母の希望者」から提供された場合、②管轄州の親権法令が家事法によって母親の認定を考慮する場合、③州法が明文をもって父親（母親）を認定する手続きに出生前命令を禁止しない場合、④州法が明文をもって出生前手続きを禁止せず、また、代理出産事件において子の出生後は身分認定の申請しか認めない場合、⑤手続きに関する争いがない場合である（紀・前掲書一八八頁）。

最後に、代理出産にかかわる当事者全員にとって「出生前親権命令」に関する異議を有しないことが、それらの者の意思を実現する最も理想的な方法であると見られるが、しかしながら、やはりそれでも完璧であるとは言えない。例えば、代理出産にかかわる当事者が「出生前親権命令」を取得した後に態度を変えた場合には、裁判所にとって最も解決し難い局面への対処を強いられることとなる（*Id.* At 659）（紀・前掲書一八八頁）。

六 おわりに

以上のように、アメリカ諸州の裁判所は、代理出産の手続を処理する際に、多面的な方法を採用しており、また、判断における差異も多い。しかし、当事者の間に異議がなく、しかも、協力し合う事件に限って見れば、その代理出産契約の合法性及びその効力を認めているようである（紀・前掲書一八八頁）。但し、日本人が当事者であった場合に、アメリ

カ法上における有効性がそのまま認められるには、まだ暫く時間を要することは明らかである。

（じよ・ずいせい 東洋大学法学部非常勤講師）